

第9号

発行部数
167,0002006年2月
編集・発行
宮崎市上下水道局
TEL 0985-24-1212
〒880-8507
宮崎市鶴島3丁目252番地

上下水道局だより

せせらぎ

新「宮崎市」の上下水道局です

平成18年1月1日に宮崎市、佐土原町、田野町、高岡町が合併し、新しい「宮崎市」となりました。

これにより、各町で行ってきました水道事業及び下水道事業については宮崎市上下水道局で取扱っています。

旧役場は、宮崎市の総合支所となり、その中に宮崎市上下水道局の「営業所」が置かれています。

宮崎市上下水道局は、地方公営企業として、常に経営の改善に一層の努力を図るとともに、清浄にして豊富で低廉な水の供給を図り、市民の皆様の公衆衛生の向上と生活環境の改善のお役に立ちたいと考えております。

お問い合わせ、ご相談は、次の担当窓口で承りますのでよろしく申し上げます。

内 容	担当課	電話番号
料金の支払い、検針、宅内漏水について	上下水道局料金課	26-7520
	佐土原営業所	73-1111
	田野営業所	86-1111
	高岡営業所	82-1111
水道使用開始・中止等の届出方法について	上下水道局受付センター	60-6500
		Fax60-7201
給水負担金について	上下水道局給排水設備課	26-7511
受益者負担金・分担金について	上下水道局料金課	26-7521
給水装置の新設・改造・修理・撤去について	上下水道局給排水設備課	26-7511
排水設備工事について	上下水道局給排水設備課	26-7512
道路及びメーターまでの漏水について	上下水道局水道整備課	26-7526
	佐土原営業所	73-1111
	田野営業所	86-1111
	高岡営業所	82-1111
公設合併処理浄化槽について	佐土原営業所	73-1111
上記以外は代表電話に	上下水道局代表	24-1212

※水道使用開始・中止等をFAXで届出される場合

ポーリング機能があるFAXをお使いの方 ⇒ 上記の60-7201へ（終日受付）

ポーリング機能がないFAXをお使いの方 ⇒ 60-6500へお電話ください。申込用紙を送信します。

※佐土原、田野、高岡営業所の電話番号は総合支所の代表となっています。そこから営業所へまわしてもらってください。

宮崎市の水道・下水道の料金はどうなっているの？

1. 水道料金について

水道料金は、ご契約されるメーターの口径及び用途に従い決められた基本料金と従量料金とからなっています。基本料金は使用水量にかかわらずいただく料金、従量料金は使用水量に応じていただく料金です。これらの合計額に消費税が加算されます。※水道料金は合併に伴い、従来の宮崎市のものと同じ扱いになりました。

(1ヶ月換算)

料金区分 メーターの口径及び用途	基本料金		従量料金			
	基本水量	金額	従量水量			
			第1段階	第2段階	第3段階	
メーターの口径	13mm	10m ³	980円	11m ³ 以上 30m ³ 以下 1m ³ につき130円	31m ³ 以上 100m ³ 以下 1m ³ につき155円	101m ³ 以上 1m ³ につき180円
	20mm	10m ³	1,300円			
	25mm	10m ³	1,710円			
	40mm	0m ³	3,900円	1m ³ 以上 30m ³ 以下 1m ³ につき130円		
	50mm	0m ³	7,300円			
	75mm	0m ³	14,000円			
	100mm	0m ³	23,900円			
	125mm	0m ³	37,100円			
	150mm	0m ³	53,000円			
公衆浴場用	100m ³	7,300円	1m ³ 増すごとに 100円			
私設消火栓	連続使用1回ごとに(10分区切)		1分以上10分ごとに 2,000円			

※旧3町で使用されていたメーター口径30mmの料金については、25mmと同等とみなします。

2. 水道料金の算定方法について

水道料金の請求は2ヶ月に1回です。これは、市内を二つの区域に分けて、隔月の定例日に行う水道メーターの検針でお知らせする使用水量から算定されたものです。(この使用水量は、下水道使用料の算定基礎となる汚水量として認定されます。)

下水道使用料については、水道料金と一緒に支払いしていただくことになっています。

例:口径13mmのメーターで2ヶ月で使用水量43m³の場合

①使用水量を1ヶ月に換算する(2分の1)	$43\text{m}^3 \div 2 = 21.5\text{m}^3$
②料金表から21.5m ³ の料金を算出する	10m ³ まで……………基本料金980円 10m ³ を超える30m ³ まで…… $11.5\text{m}^3 \times 130\text{円} = 1,495\text{円}$ $980\text{円} + 1,495\text{円} = 2,475\text{円}$
③消費税(5%)を加算する	$2,475\text{円} \times 1.05 = 2,598.75\text{円}$
④1円未満を切り捨てる	1ヶ月の使用料金は、2,598円
⑤2ヶ月分に換算する	$2,598\text{円} \times 2 = \mathbf{5,196\text{円}}$

1. 下水道使用料について

下水道使用料の対象となる地域は、各公共下水道区域、各農業集落排水区域、佐土原町小牧台団地及び光陽台団地です。

①水道水を使用されている場合は水道の使用水量を汚水量として認定しています。

②水道水以外の水(井戸水など)を使用されている場合は別に上下水道事業管理者が定めます。(一般家庭においては、井戸水のみの場合、2ヶ月で24m³の定量認定となります。水道水との併用の場合は、現在、水道使用量のみでの認定としています。

(1ヶ月換算)

種別	区分	汚水量	金額
一般汚水	基本使用料	10m ³ まで	680円
	従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え 30m ³ まで	90円
		30m ³ を超え 100m ³ まで	115円
		100m ³ を超え 500m ³ まで	135円
		500m ³ を超え 1,000m ³ まで	142円
		1,000m ³ を超える部分	156円
浴場業汚水及び温泉水汚水		1m ³ につき	16円

2. 下水道使用料の算定方法について

下水道の使用料は、上記の方法により認定した汚水の量に応じて算定し、2ヶ月ごとに水道料金と一緒にお支払いいただくことになっています。

例:2ヶ月で汚水量43m³の場合

①使用水量を1ヶ月に換算する(2分の1)	$43\text{m}^3 \div 2 = 21.5\text{m}^3$
②料金表から21.5m ³ の料金を算出する	10m ³ まで……………基本料金680円 10m ³ を超える30m ³ まで…… $11.5\text{m}^3 \times 90\text{円} = 1,035\text{円}$ $680\text{円} + 1,035\text{円} = 1,715\text{円}$
③消費税(5%)を加算する	$1,715\text{円} \times 1.05 = 1,800.75\text{円}$
④1円未満を切り捨てる	1ヶ月の使用料金は 1,800円
⑤2ヶ月分に換算する	$1,800\text{円} \times 2 = 3,600\text{円}$

給水装置工事の負担金・手数料はどうなっているの?

給水装置工事の際の給水負担金及び設計審査・完成検査手数料は、旧佐土原町、田野町、高岡町の地域においても従来の宮崎市のもと同じ扱いになりました。

○給水負担金(消費税込)

単位:円

口径(mm)	新設工事	改造(増径工事)
13	63,000	増径工事 による 差額とする
20	157,500	
25	283,500	
40	850,500	
50	1,323,000	
75	3,213,000	
100	5,449,500	
150	11,970,000	

○設計審査・完成検査手数料

単位:円

口径(mm)	設計審査金額	完成検査金額
20以下	2,000	2,500
25~40	3,000	4,000
50以上	4,000	6,000

※消費税はかかりません

検針票について説明いたします

宮崎市の水道料金等の「使用水量のお知らせ」について説明いたします。

使用水量等のお知らせ

平成17年12月検針分

1 1

2 2

3 3

お客様番号	***** - *** - *			
区番号	区	番	号	
	**	*	**	** * *

住所 ○○3丁目252

氏名 ○○ ○○ 様

今回検針日	12/9	指針	300 m ³
前回検針日	10/9	指針	257 m ³
メータ取替日		メータ取付水量	m ³
口径	013	使用水量	43 m ³
取替理由		納付区分	口座
上下区分	上下	検針員	○○

水道料金	5,196円
下水道使用料	3,600円
予定請求額	8,796円

4

5

6

7

8

()の為、認定水量となっています。

上下水道料金等口座振替済のお知らせ(前回)

9

平成17年10月検針分

金融機関名	*****		
振替口座番号	*****	上水量	48 m ³
振替日	11/14	下水量	48 m ³
水道料金	5,880円		
下水道使用料	4,074円		
合計金額	9,954円		

上記料金には、消費税を含んでおります。

宮崎市上下水道局
電話(代)24-1212

平成18年1月検針分より旧3町(佐土原町、田野町、高岡町)の上下水道料金等は宮崎市に統一されました。

料金のお支払いは便利な「口座振替」を！

- ◎振替日は検針翌月の13日です。(土日祝日の場合は、翌営業日)
- ◎基本料金について(2ヶ月分)

10

口径	上水道	下水道
13mm	2,058円	1,428円
20mm	2,730円	1,428円
25mm	3,590円	1,428円

※20m³までは基本料金です。これを超えた分については1m³ごとに従量金額が加算されます。詳細については、お問い合わせください。

転居時は届出を！

- ◎市内間及び市外への転出時は、3日前までに必ずご連絡ください。

お問い合わせ先

- ◎受付センター(8:30~17:15)
TEL 60-6500
FAX 60-7201

検針と漏水処理

- ◎量水器(メーター)は2ヶ月毎に検針し使用量を算定しています。メーターの上に物を置いたりしないようにし、検針にご協力をお願いします。

- ◎宅内の漏水は使用者又は所有者が修理を依頼して下さい。修理は、お近くの「宮崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」申し込みください。

メーター交換について

- ◎計量法によりメーターは8年に一度交換します(なお費用は発生しません)。上下水道局の委託業者が取り替えに伺いますので、ご協力ください。

11

1 今回検針月

検針は2ヶ月に1回です。検針した月が表示されます。

2 お客様番号

お客様が使用されている水道を特定する番号です。別名を水栓番号といい、問い合わせをするときに伝えていただければ、スムーズな対応ができます。

3 区 番 号

検針の区域を管理する番号です。検針する順番が決められています。

4 使用水量

(「今回検針日」の「指針」) - (「前回検針日」の「指針」) = 使用水量
(例) 300 - 257 = 43

5 メーター取替日、取付水量、取替理由

法律により、メーター取替が義務付けられております。取替に伴い指針が変わるために、正しい水量の算定を行うためのものです。

6 口 径

お客様が水道使用に関して契約している口径を表しています。

7 上下区分

水道の契約のみは「上」、水道と下水道の契約は「上下」と表示され、また、下水道の合流地区（宮崎市内の一部）では「上下合」と表示されます。

8 料 金

④の使用水量に基づき、算定された水道料金及び下水道使用料が表示されます。

9 上下水道料金等口座振替済のお知らせ（前回）

前回(2ヶ月前)の水道料金等の1回目の口座引き落とし(13日)ができた時に表示されます。ただし、納付書と月末の再振替の場合は表示されません。

10 翌 営 業 日

翌営業日とは、土日祝日明けの金融機関の営業日です。

- 11 指定の給水装置工事業者名及び連絡先等が不明な場合は上下水道局給排水設備課 (TEL 26-7511) にお問い合わせ下さい。



大きかった台風14号の爪あと

平成17年9月4日から6日にかけて宮崎県に記録的な大雨をもたらした台風14号は、宮崎市においても大きな被害をもたらしました。

この台風では、9月4日から6日までの3日間で総雨量が607ミリにも達し、大淀川の水位が上昇したため、流域内に降った雨が各支川（支流）から大淀川に極端に流れにくくなり、支川の水位も上昇し、水が堤防を越えたことで大きな浸水被害をもたらしました。

浸水被害とともに市民生活に大きな影響を与えたのが、水道施設が被害を受けたことによる断水でした。



水没した富吉浄水場（H17.9.6）

宮崎市

宮崎市では、富吉地区で、川からあふれた水が濁流となって富吉浄水場内に流れ込み、富吉浄水場が水没し、利用できなくなったことで、市内全域に必要な水道水を十分に確保することができなくなりました。

そのため、高台や市南部を中心に水を安定的に供給することができなくなり、9月10日から10月24日まで市内全域で深夜1時から午前5時までの夜間断水を行いました。

また、市内全域の皆様には断水状態の解消のため節水にご協力いただきました。

旧高岡町

旧高岡町では大淀川の支川である境川、浦之名川の出水に伴い、去川地区の簡易水道施設の水源と浄化施設、川口地区の上水道区域の水源と浄水場、楠見地区の楠見水源が冠水したことで、9月6日から断水となりました。（9月12日に完全復旧）

旧田野町

旧田野町では山腹崩壊が相次ぎ、そのことが原因で水道の水源としている片井野川上流の濁度が異常上昇したことで、第1浄水場の利用が不可能となり、9月5日から9月16日までの間が断水となりました。

また、土石流により持田飲料供給施設が壊滅し、地域の皆様に給水できない状態が続いており、ご迷惑をおかけしております。

この災害により、皆様には大変ご迷惑をおかけしまして申し訳ありませんでした。

これからは、災害に強い施設づくりや防災体制の強化等に宮崎市上下水道局として一丸となって取り組んでまいります。



濁度が異常上昇した第1水源地

上下水道局イメージキャラクターは『アクアボーイ アックくん』



上下水道局だより「せせらぎ」8号で宮崎市上下水道局のイメージキャラクターを募集しましたところ、113名の方からの応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

この中から厳正な審査の結果、鳥濱武志さんから応募いただきました『アクアボーイ アックくん』に決まりました。

宮崎市の主水源である大淀川の水の精で、特徴は頭と両手の3個の水玉と胸元にある宮崎市を表す『M』マークです。

これからは、上下水道局の顔として、広報誌やホームページ等を通じてみなさんにお目にかかると思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

平成18年度宮崎市上下水道モニターを募集します

上下水道局では、水道及び下水道事業の運営やサービスに関して需要者から意見をいただく「上下水道モニター」を募集します。

水道、下水道、農業集落排水施設の見学や水質、料金などの現況を聞いていただき、感想や意見を出してもらいます。

【応募方法・資格】

1. 宮崎市内に在住の18歳以上で、年4回開催されるモニター会議に参加できる方30名
2. 会議に参加し感想・意見の提出に応じて謝礼を支払います
3. 住所、氏名、年齢、職業、連絡先、応募の理由を記入のうえ、メール、ハガキ、ファックスで

【申込先】

〒880-8507 鶴島3-252

宮崎市上下水道局管理部経営企画課

メール 90keiei@city.miyazaki.miyazaki.jp FAX 24-1047

【締切日】平成18年4月14日(金)

【選考方法】お住まいの地域、年齢、応募の理由を考慮し選考します。

※ モニター会議中は、保育士と託児場所を用意いたします。

●平成18年度水質検査計画を策定します！

水道水の水質検査は、「水質検査計画」に基づいて実施しています。

「水質検査計画」は、検査の適正化及び透明性を図るために検査地点、検査項目、検査頻度等を定めたもので、実施する前年度末までの公表が義務づけられています。策定した検査計画と検査結果についてはホームページに掲載し、上下水道局と各営業所の窓口でも閲覧できるようにします。

上下水道局では、合併後も皆様に安心して水道水を利用して頂けるように万全の検査体制で取り組んでいきます。

*詳しくは、浄水課水質管理センター 電話47-9249まで

第47回 水道週間協賛懸賞募集で 木花中2年の大岐衿伽さんが全国特選を受賞

6月の水道週間行事として、宮崎市では小学生、中学生の皆さんを対象に、「水道週間作品展」として図画・習字・作文の作品募集を行いました。

その時の入賞作品を、厚生労働省後援の全国コンクール「第47回水道週間協賛懸賞募集」に応募しましたところ、全国から寄せられた多くの応募作品の中から、中学生図画の部で大岐衿伽さんが特選の「日本水道協会会長賞」を受賞されました。おめでとうございます。

平成18年度も作品を募集いたしますので、皆さんどうぞ応募ください。

※応募についての詳細は後日学校あてに通知いたします



H17.10.27の伝達式で津村市長と記念撮影
(左 衿伽さん、右 お母さん)



全国特選を受賞した大岐衿伽さんの作品



上下水道局に関するご意見、ご要望は、26-7508経営企画課まで
お気軽にお電話ください。

宮崎市上下水道局ホームページ <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>
上下水道局メールアドレス mzksuido@city.miyazaki.miyazaki.jp

(この広報紙は再生紙を使用しています)
次号は、平成18年8月発行予定です。

R100

当紙は100%再生紙を使用しています

PRINTED WITH
SOY INK

環境にやさしい(大豆インク)を使用しています。